

5章 特別管理産業廃棄物の処理

1 施工調査 (5.1.2)
分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類
採取する部位又は箇所等
採取する数量
備考

2 特別管理産業廃棄物の処理 (5.4.1)
特別管理産業廃棄物の種類
処理施設の名称等
所在地等

注) 上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

3 PCBを含む機器類 (5.4.1)
引渡しを要する機器類
微量PCBの分析調査
調査対象機器
調査対象機器

4 シーリング材の調査及び撤去 (5.4.1)
第一次判定(シーリング材種の判定)
第二次判定(PCB含有量の判定 / 石綿含有量判定)

撤去方法
撤去範囲
注) PCB含有シーリング材は、適切な容器に収め、表示を付して調書と共に監督職員に引き渡すこと。

5 廃油 (5.4.1)
廃油の処理
焼却処分
処理施設等の名称
所在地等
中間施設で再生処理
処理施設等の名称
所在地等

6 廃酸、廃アルカリ (5.4.1)
鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液
処理方法
製造業者に委託
吸収冷凍機、直置き吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等
処理方法
製造業者に委託

7 ダイオキシン類 (5.4.1)
シーリング調査
空気中のダイオキシン類濃度測定
解体工法
処分方法

6章 石綿含有建材の除去及び処理 (6.1.3)

1 石綿粉じん濃度測定
石綿粉じん濃度測定
測定室
成形板の除去の際は、原則として粉じん濃度測定を実施しない。

石綿含有吹付材の粉塵濃度測定
適用
測定名称
測定時期
測定場所
測定点(各施工箇所ごと)
備考

注1 各施工箇所ごとの室面積が50m2以下または2点、300m2以下または3点とする。300m2を超えるものは、監督職員と協議する。

測定方法
自動測定器による測定
測定名称
測定方法

JIS K 3850-1に基づいた測定
測定名称
測定4
測定5
測定6
測定7
測定8
測定9

2 石綿含有吹付材の除去工法 (6.3.1~4)
除去対象範囲
除去工法
除去した石綿含有吹付材等飛散防止措置
処分方法

3 石綿含有保温材等の除去 (石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む) (6.4.1~4)
除去対象範囲
除去工法
除去した石綿含有保温材等の飛散防止
除去した石綿含有保温材等の処分

4 石綿含有成形板の除去 (6.5.1~4)
除去対象範囲
石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外)の除去
除去した石綿含有成形板の処分

石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第一種)の除去
除去対象範囲
隔離養生(負圧不要)方法
足場
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分

5 石綿含有建築用仕上塗材又は下地調整材の除去 (6.6.1~5)
対象仕上塗材
石綿含有の下地調整塗材
下地調整塗材の除去
除去対象範囲

除去工法の試験施工
作業場の隔離及び養生
除去した石綿含有仕上塗材の処分

6 建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理 (6.6.1)
対象箇所
撤去方法

7 官公庁への届出
労働安全衛生法に基づく届出
石綿障害予防規則に基づく届出
大気汚染防止法に基づく届出

7章 特殊な建設副産物の処理 (7.1)

特殊な建設副産物の改修及び処分
回収又は処分を行う特殊な建設副産物の種類
対象機器名称
分析調査
回収業者又は処分場の名称等
保管場所、処分場の所在地等

注) 上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

2 冷媒(フロン類)の回収
業務用冷暖空調機器(第1種特定製品)は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の定めに従って行う。

8章 その他 (8.1)
残土処理について
建設発生土処分については指定処分とする。
処分受け入れ業者については下記業者より選定し、施工計画書に明記すること。

建設発生土受入業者
処理場所
株式会社加藤建材

2 提出書類

適用範囲
1 現場代理人通知書
2 予定工程表
3 請負代金内訳書
4 工事カルテに係る書類
5 施工体制台帳
6 施工計画書
7 再生資源利用計画書(計画書)、工程表含む
8 施工承諾図
9 工事工程月報(予定工程を黒、実施工程を朱書きで記入)
10 完成届出書
11 完成写真帳(完成前後を左右にして確認できるよう整理)
12 請負工事関係書類整備状況調査書
13 実施工程表(予定工程を黒、実施工程を朱書きで記入)
14 工事記録簿
15 材料検査簿
16 工程写真帳
17 試験表
18 諸官庁手続きの写し
19 再生資源利用計画書(実施書)
20 産業廃棄物に関する書類(マニフェスト等)
21 完成図
22 その他の書類

9章 工事カルテ特記仕様書

1 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(GORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。登録対象は工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

10章 重要事項